



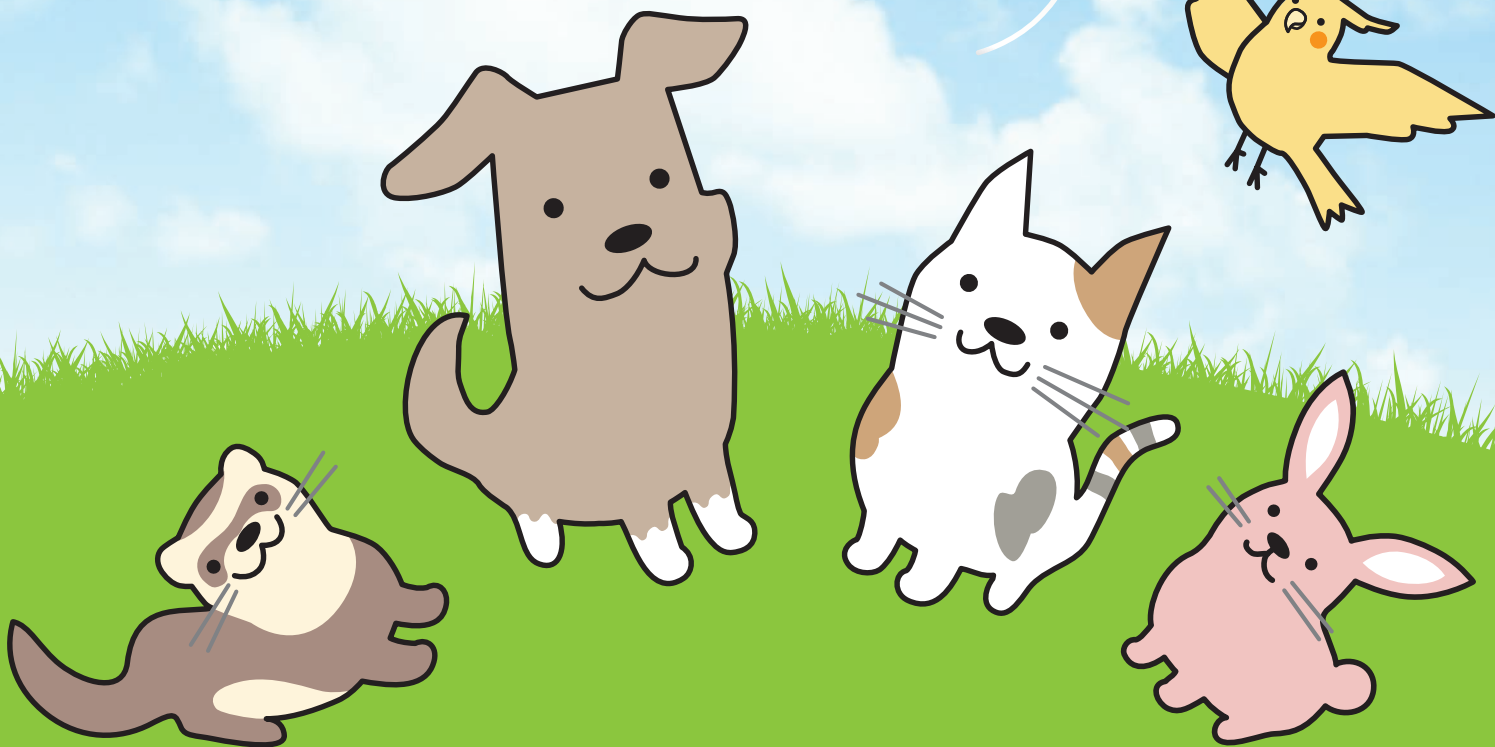
アニコム損保のペット保険

どうぶつ健保

ふあみりい

アニコムと考えよう。

ふあみりい **ライフ**
デザイン



「どうぶつ健保」が **さらにバージョンアップ!**

1. 通院と入院の支払限度日数が**無制限**に。
2. **高齢化**を考えてご継続は**終身OK**に。
3. 動物医療の**進歩**による**医療費**の増加に対応!

90%プラン、70%プランをご用意。

日本では、2055年に65歳以上の高齢者が4割を超える「超高齢社会」になると推計されています。
 (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2010)」より)

この高齢化問題。実は人間だけの話ではありません。

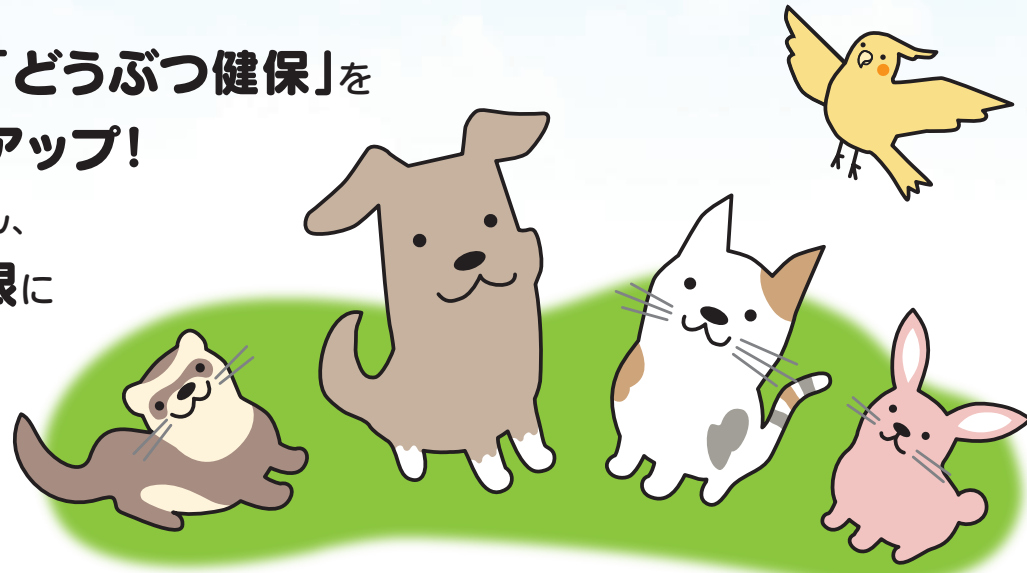
家庭どうぶつも「室内飼いの増加」や「予防医学の発達」「医療の進歩」に伴い、寿命が長くなり、高齢化が進んでいくといわれています。

飼い主の方にとって愛するわが子が長生きすることは、嬉しいことではありますが、

その反面、高齢期にかかりやすい病気の発症など、悲しい現実にも直面するケースも少なくありません。

そこで アニコム損保では、「どうぶつ健保」をさらにバージョンアップ!

日常のサポートはもちろん、
もしもの時を最大限に
応援します。



ご継続時には「継続割引5%」適用

継続契約の保険料は同封の申込書にてご確認ください。

増えています! 「どうぶつ健保」対応病院

このカードを窓口で提示するだけで、保険金のご請求が完了する「どうぶつ健保」対応病院。とても便利にご利用いただける対応病院が、全国的に拡大中です。

ペット保険「どうぶつ健保ふあみりい」継続契約申込書 [自動継続契約用]

申込日(告知日) 0000年00月00日 必着

ご継続プラン (プラン名をご確認ください) 変更内容申告

プラン	支払割合	支払限度額	限度回数(回数)
ふあみりい90%プラン	支払割合 90%	18,000円/日まで	無制限/1年
ふあみりい70%プラン	支払割合 70%	14,000円/日まで	無制限/1年
ふあみりい50%プラン	支払割合 50%	10,000円/日まで	無制限/1年

4歳 心臓病

プラン	月額保険料
ふあみりい90%プラン	47,810円
ふあみりい70%プラン	4,390円
ふあみりい50%プラン	37,040円

すでに「継続割引5%」や各種割引等が適用されています。



最新情報はWebで!
 アニコム損保対応病院 検索 携帯サイトはこちら

- 支払割合にかかわらず、対応病院の窓口で精算できない場合があります。その際は、診療費の全額を一旦お支払いいただいた上で、保険金のご請求書類を弊社までお送りください。
- 90%プラン、70%プランの場合
 対応病院であっても、窓口での精算が50%となる場合があります。その際は、ご契約の支払割合と50%との差額の保険金を、後日弊社より直接お客様にお支払いします。

「どうぶつ健保」未対応病院の場合、診療費の全額を一旦お支払いいただいた上で、保険金のご請求書類を弊社までお送りください。

バージョンアップ 1

通院と入院 支払限度日数 撤廃

今までは 20日まで → 無制限

これからは 支払限度日数を気にせず病院に行きやすくなります。

バージョンアップ 2

継続いただける 年齢延長

今までは 20歳まで → 終身OK

これからは どうぶつの高齢化が進んだとしても長生きをサポートします。

※バージョンアップ1と2に伴う継続基本保険料は、今までと変更ありません。

バージョンアップ 3

支払割合の新設

今までは 支払割合50%のみ → 支払割合90% & 支払割合70% & 支払割合50%

これからは 将来の動物医療の進歩や、進んでいく高齢化による医療費の増加に対応可能です。

※支払割合の変更は、継続時に限り行うことができます。

どうぶつの病気・ケガに対し保険の対象となる診療費の90%・70%・50%をお支払いします。

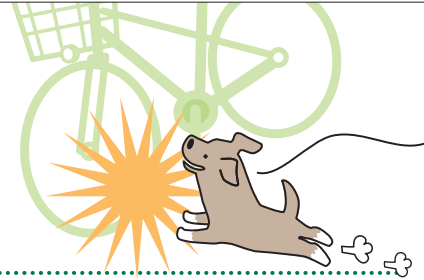
*1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。
 *2 お支払保険金は、予防費用等お支払対象とならない費用を除いた診療費に支払割合を乗じた額となります。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの限度額および限度回数(回数)があります。

	New ぶあみりい90%プラン 支払割合 90%	New ぶあみりい70%プラン 支払割合 70%	ぶあみりい50%プラン 支払割合 50%
	支払限度額	支払限度額	支払限度額
	限度回数(回数)	限度回数(回数)	限度回数(回数)
通院	18,000円/日まで	14,000円/日まで	10,000円/日まで
入院	無制限/1年	無制限/1年	無制限/1年
手術	180,000円/日まで	140,000円/日まで	100,000円/日まで
	2回/1年	2回/1年	2回/1年

お支払例 骨折で、6泊7日の入院中に手術を1回して、240,000円の病院代がかかった!

お支払いする保険金の計算ポイント	ぶあみりい90%プラン 支払割合 90%	ぶあみりい70%プラン 支払割合 70%	ぶあみりい50%プラン 支払割合 50%
1 保険の対象・対象外となる診療費を判定します。	今回の診療費はすべて保険の対象です。	今回の診療費はすべて保険の対象です。	今回の診療費はすべて保険の対象です。
2 保険の対象となる診療費の支払割合を乗じます。	240,000円 × 90% = 216,000円	240,000円 × 70% = 168,000円	240,000円 × 50% = 120,000円
3 支払限度額・手術の限度回数の範囲内で支払います。	216,000円は、入院7日・手術1回の支払限度額の範囲内です。	168,000円は、入院7日・手術1回の支払限度額の範囲内です。	120,000円は、入院7日・手術1回の支払限度額の範囲内です。
	お支払いする保険金は 216,000円 です。	お支払いする保険金は 168,000円 です。	お支払いする保険金は 120,000円 です。

さらに **ペット賠償責任特約**で
こんな**リスク**も**補償**します。



例えば 「お散歩中に自転車と接触し、相手の方にケガをさせた。」「来客のくつに興味をもち、かじってしまった。」など
思いがけないトラブルが起こる可能性があります。

日頃おとなしい子でも、不意の出会いに驚いて事故を起してしまうケースもあります。お出かけの際には、ご家族が周囲の様子に十分注意をあげましょう。

ペット賠償責任特約

ご契約いただいているどうぶつが、他人に噛みついたり引っかいたりすること等によって他人に身体障害や財物損壊の被害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合

1事故につき、支払限度額まで補償します。

(ただし1事故につき、3,000円を自己負担額とします。)

詳しくはP5「重要事項説明書／契約概要のご説明」3「主な特約とその概要」をご覧ください。

支払限度額	保険料	年 払	月 払
500万円まで		1,000円	90円
1,000万円まで		1,500円	140円
5,000万円まで		3,000円	280円

お得 継続割引の他に
以下の**割引制度**もあります。

マイクロチップ割引



年間 **600円引**

マイクロチップを装着しており、申込書の「どうぶつの情報について」にその番号を記入した場合、適用となります。

※脚環・入れ墨等は、割引の対象とはなりませんのでご注意ください。
※ご契約期間中に装着した場合は、次年度契約から割引を適用します。

多頭割引



年間 **600円引**

「どうぶつ健保ふぁみりい」の2頭(羽)目以降のご契約に対して、適用となります。

- 1頭(羽)目のご契約に多頭割引は適用されません。
- 2頭(羽)目以降のご契約の「契約者氏名・住所・電話番号」が同一の場合に限り適用されます。
- 1頭(羽)目および2頭(羽)目以降のご契約の商品プランが、いずれも「どうぶつ健保ふぁみりい」の場合に限り適用されます。(ペットショップで犬・猫を迎えられた際にご契約いただく商品プラン「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるべいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」の初年度は該当しませんのでご了承ください。)

継続のお申込み時に改めて契約頭数を確認の上、割引を適用します。



あなたの疑問に**アニコム損保**が
お答えします。

ご継続 **Q&A**



Q1 自動継続とは何ですか？

A ご契約には継続契約特約を適用してお引受させていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。

自動継続とは、ペット賠償責任特約適用の有無、支払方法(口座情報など)および払込方法(年払・月払)、適用割引、支払割合を前年と同条件で引受させていただくことです。(多頭割引については、継続契約時に改めて契約頭数を確認の上、適用となります。)なお、継続基本保険料は、どうぶつの年齢が進行すること等により変更(鳥の継続基本保険料のみ一律)となりますので、同封の「継続契約についてのご案内」裏面をご覧ください。

Q2 継続の保険料の支払スケジュールはどうなりますか？

A 継続契約の始期月の前月に保険料を請求させていただきます。「月払」を選択の場合は、毎月12分割した1回分ずつのご請求となります。詳しくはP5「重要事項説明書／契約概要のご説明」8「保険料をお支払いいただくスケジュール」をご覧ください。

Q3 継続した後に、途中で支払割合を再度変更することはできますか？

A 支払割合の変更は、ご継続時に限り行うことができます。

Q4 支払割合を変更する場合には、健康状態の審査等が必要となりますか？

A どうぶつの種類、年齢および健康状態にかかわらず不要です。

Q5 90%プラン、70%プランの契約の場合、対応病院の窓口での精算はどうなりますか？

A 今までどおり、窓口で精算ができます。ただし、対応病院であっても窓口での精算が50%となる場合がありますので、その際にはご契約の支払割合と50%との差額の保険金を、後日弊社よりお客様に直接お支払いします。

Q6 現在契約している他のどうぶつについても、支払割合を変更できますか？

A 支払割合の変更は、ご継続時に限り行うことができますので、満期前にお届けする継続契約申込書にて手続きをお願いします。

サービス 各種サービスで
どうぶつとの暮らしをサポート

しつけ・健康相談

獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育て相談や健康相談を電話やWebでお受けします。(平日・予約制)

迷子捜索サポート

大切なわが子が迷子になったときにご相談をお受けしたり、捜索のためのアドバイスを電話でお受けします。

ご契約者専用ページ

弊社ホームページから、いつでもご契約内容の確認・変更ができます。Web保険証券・保険金等受取実績の閲覧や、どうぶつの写真の登録・変更、各種書類のダウンロードサービス等もご用意しています。携帯サイトもあわせてご利用ください。

※詳しくは、弊社ホームページまたはご契約後にお届けする「ご契約のしおり」をご覧ください。

- この「契約概要のご説明」・「注意喚起情報のご説明」はお客様がペット保険
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません

「どうぶつ健保ふぁみりい」の継続契約申込みの際に、商品内容をご理解いただくために必要な事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。詳しくはペット保険普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧くださいかあんしんサービスセンターまでお問い合わせをお願いします。

契約概要のご説明

1 商品の仕組み

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されている犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットのどうぶつ*1が、病気・ケガ*2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払します。
*1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。
*2 病気・ケガとは、約款上の「疾病または傷害」のことを指します。

2 補償内容

保険金をお支払いする場合

- (1)ご契約のどうぶつが病気・ケガを被ったことによる診察であること
 - (2)保険期間中、かつ、日本国内での診療であること
- 以上の両方にあてはまる場合は、被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費に対して保険金を支払います。支払われる保険金の計算方法は「5 引受条件」をご確認ください。
*手術とは (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
(2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた病気・ケガ等に対しては、保険金をお支払いしません。

契約者・被保険者の行為によるもの	●契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ等
自然災害によるもの	●地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
既往症・先天性異常等	●初年度契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
(保険制度運営上) 病気・ケガにあたらぬもの等	●交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および病気・ケガ等 ●安楽死、遺体処置等 ●停留拳丸、遺体(サイ・ヘソ)ヘルニア、そけいヘルニア等 ●去勢(停留拳丸による去勢を含む)、避妊手術等 ●爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、肛門腺しぼり、耳掃除等 ●乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)等 ●断耳、断尾等 ●ノミ・マダニの寄生予防の費用等 ●ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)
予防費用	●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防の費用等)
検査・代替医療等	●健康診断、症状を伴わない血液検査・糞便検査等 ●中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、減感作療法、免疫療法等
治療費以外の費用等	●入院中の食餌に該当しない食物および療法食、獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬部外品等)、シャンプー(薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む)、イヤークリーナー(医薬品イヤークリーナーを含む)等のお持ち帰り用品等 ●カウンセリング料、指導料等
治療付帯費用等	●時間外診療費、往診料、文書作成料等

など
※詳しくはペット保険普通保険約款・特約をご確認ください。

3 主な特約とその概要

特約名	特約の概要
[すべてのご契約に適用される特約]	
初回保険料払特約	あらかじめ保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。
継続契約特約	お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。なお、継続を希望されない場合には、満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
通信販売特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。
[ご契約により適用される特約]	
分割払特約	保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込む場合に適用されます。
クレジットカード払特約	保険料の支払いがクレジットカードによる場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。

ペット賠償責任特約	別
	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。保険の対象となるどうぶつが起こした噛みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。
	●1事故につき、3,000円は自己負担となります。
	●保険金をお支払いできない主な場合
	・同居の親族に対する損害賠償責任
	・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など

4 保険期間

この保険のご契約期間は1年間です。また、ご契約には継続契約特約を適用してお引受させていただきますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。

5 引受条件

保険金の限度額について

どうぶつの病気・ケガに対し、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払します。ただし、通院・入院・手術といった診療形態ごとの限度額および手術の限度回数を超えないものとします。なお、支払割合の変更は、ご継続時に限り行うことができます。

支払割合	通院	入院	手術
90%	支払限度額 18,000円まで/1日	180,000円まで/1回	2回/1年間
	限度日数(回数) 無制限/1年間		

支払割合	通院	入院	手術
70%	支払限度額 14,000円まで/1日	140,000円まで/1回	2回/1年間
	限度日数(回数) 無制限/1年間		

支払割合	通院	入院	手術
50%	支払限度額 10,000円まで/1日	100,000円まで/1回	2回/1年間
	限度日数(回数) 無制限/1年間		

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。
→例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。
- 同一原因による2回目以降の手術は、獣医学上止むを得ない場合に限りお支払対象となります。

6 保険料に関する事項

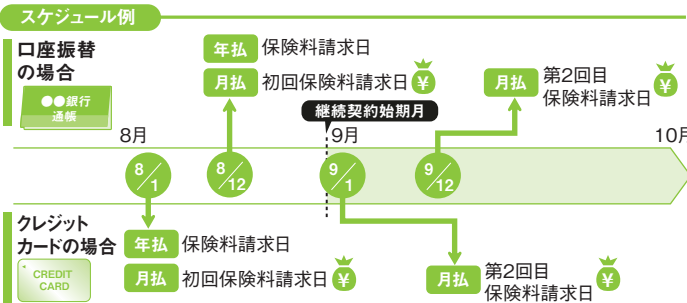
保険料はどうぶつの種類・品種・年齢および支払割合により決定されます。また、継続契約の保険料は、どうぶつの年齢の進行等により変更されますので、満期前に書面にてご案内します。

7 保険料の支払方法・払込方法

保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替等のお支払いとなります。(現金はお取扱いしておりません。)払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。※月払の継続基本保険料は、同封の「継続契約についてのご案内」裏面の年払継続基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

8 保険料をお支払いいただくスケジュール

- 口座振替払の場合
保険料の口座振替日は次のとおりとなります。「ご契約内容のお知らせ」に記載されている保険料を期日の前日までに登録口座へご準備の程お願いいたします。
・年払保険料および月払の初回保険料…継続契約の始期月の前月12日
・月払の第2回目以降保険料…継続契約の始期月の12日、以降毎月12日
※銀行等が休業日の場合は、翌営業日となります。
- クレジットカード払の場合
クレジットカードの利用日は次のとおりとなります。
・年払保険料および月払の初回保険料…継続契約の始期月の前月1日
・月払の第2回目以降保険料…継続契約の始期月の1日、以降毎月1日



⚠️ ご注意 保険料のお支払いが遅れた場合

方が、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被った病気・ケガによる診療費に対し、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。

9 配当金に関する事項

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

10 解約に伴う返還保険料

ご契約を解約される場合は直接弊社までご連絡ください。なお、返還保険料は、「注意喚起情報のご説明 7 解約と返還保険料」をご覧ください。直接弊社までお問い合わせください。

弊社へのご意見・苦情等のお問い合わせは
お客様相談センター → **0800-111-1091** 携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2315**
 受付時間: 平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30
 ※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。
 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
URL: http://www.anicom-sompo.co.jp/
■保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行なう機関のご紹介もいたします。(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」0120-107-808
 受付時間: 平日9:00~18:00 携帯・PHSからは **03-3255-1306** をご利用ください。

注意喚起情報のご説明

1 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

この保険は、保険期間が1年以下のためクーリングオフできませんのでご注意ください。(注)保険業法第309条で、保険期間が1年以下の保険契約はクーリングオフの対象外とされています。

2 ご契約に際してご確認ください。

保険契約者(保険契約を申込む方)	保険契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は、あんしんサービスセンターまでお問い合わせ願います。
被保険者(保険の補償を受けられる方)	保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方をいいます。 ・本人の配偶者 ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
申込書	保険会社と契約内容を取り決める大切な書類です。契約内容の変更を含め、返送いただく場合は内容を十分お確かめいただき、ご署名(捺印)をお願いします。

3 告知事項等

- ご契約時には、弊社が告知を求めた事項に事実を正確に告げていただきますようお願いいたします。以下の告知事項について、修正または変更が必要な場合は、お手数ですが訂正の上ご通知ください。
- (1) 保険の対象となるどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
 - (2) 他のペット保険契約等の有無 など
- ⚠️ **ご注意** ご契約者の住所などを変更される場合にも弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

4 責任開始期

保険責任は、保険期間の初日(始期日)の午前0時に始まります。ただし保険期間が始まった後でも被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険料の払込みに関する特約を適用したときを除いて、保険金をお支払いできません。

5 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明 2 補償内容 / 保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

6 月払保険料の払込期日

- 払込期日
払込期日とは、保険証券等に記載された保険料のお支払いに関する期日をいいます。この期日までに保険料をお支払いください。
(1) 初回保険料の払込期日=保険契約の始期月の末日
(2) 第2回目以降の月払保険料の払込期日=保険契約の始期月の翌月末日であり、以降毎月末日
- 保険料の払込猶予期間
払込期日からその日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。この期間内に保険料をお支払いいただければ、保険契約自体は有効となりますが、この期間内においては、対応病院での窓口精算はできません。
- 払込猶予期間を過ぎても保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。

7 解約と返還保険料

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は次のとおりです。なお、年払の返還保険料は次の計算式により算出され、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。また、月払で払い込みをいただけていない保険料がある場合は、その分限り請求をいたします。

年払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みをいただけていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

8 契約の失効

どうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となります。この場合の返還保険料は次のとおりです。

年払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

9 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

弊社へのご意見・苦情等のお問い合わせは
お客様相談センター → **0800-111-1091** 携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2315**
 受付時間: 平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30
 ※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。
 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
URL: http://www.anicom-sompo.co.jp/
■保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行なう機関のご紹介もいたします。(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」0120-107-808
 受付時間: 平日9:00~18:00 携帯・PHSからは **03-3255-1306** をご利用ください。

◆ 個人情報の取扱いに関するご案内 ◆

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報等を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3) 弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ (<http://www.anicom-sompo.co.jp/>) をご覧ください。

〜 その他ご注意事項 〜

■ 保険金の請求について

保険金請求に必要な書類は、診療日から30日以内に提出するようお願いいたします。なお、「どうぶつ健保」対応病院において「どうぶつ健康保険証」を提示して診療を受けられた場合は、被保険者等に代わってその対応病院が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。

■ 保険金をお支払いする時期について

請求に必要な事項がそろったすべての書面が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に銀行等のご指定口座に保険金をお支払します。ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

■ 「保険証券」の発行について

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。また、ご契約者専用ページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

■ 保険料控除について

保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

■ 自動継続について

- ご契約には継続契約特約を適用してお引受させていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。
- 自動継続とは、ペット賠償責任特約適用の有無、支払方法(口座情報など)および払込方法(年払・月払)、適用割引、支払割合を前年と同条件で引受させていただきます。(多頭割引については、継続契約時に改めて契約頭数を確認の上、適用となります。)なお、継続基本保険料は、継続契約時の年齢が進行すること等により変更(鳥の継続基本保険料のみ一律)となります。
- 満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までには継続契約についてのご案内をします。その際に支払割合の変更等をご希望される場合や、継続をご希望されない場合は必ずお申し出ください。
- ※自動継続ができない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

■ 事故が起こったときの手続き(ペット賠償責任特約を適用したご契約の場合)

ご契約のどうぶつが他人に噛みついたり引っかいたりする等の事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。事故にかかわる相手方との示談交渉は、必ず事前に弊社へご相談の上進めてください。ご不明な点は、ホームページをご覧くださいか直接弊社までお問い合わせください。

あんしんサービスセンター → **0800-888-8256** 携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314**
 受付時間: 平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30
 ※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。
 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
 ホームページからもお問い合わせ。ご質問を受付しております。 **URL: http://www.anicom-sompo.co.jp/**

万が一に備えてご契約いただいているペット保険。でも本来は…
 病気やケガをせず健康で元気な毎を送ることが「いちばん」ではないでしょうか。



どうぶつは、病気になってもその症状がわかりづらいことが多く、飼い主様が気づいたときには残念ながら症状が進んでいるというケースが多く見受けられます。どうぶつの1年は人間の数年に相当すると言われるように、定期的に健康診断を受けていれば、病気の早期発見が可能となり、大事にいたる前に治療を受けることができます。
 定期的に健康診断を受け、どうぶつの健康を守りましょう！

弊社では保険金請求データを分析、随時Web上でニュースリリースしております。
 ぜひ予防情報としてお役立てください。



継続契約の始期日までのスケジュール

返送期日

弊社への申込書・お写真等の返送期日およびお手続き方法につきましては、
 同封の「継続契約についてのご案内」・申込書をご覧ください。

※万が一返送期日を過ぎて申込書が弊社へ到着した場合は、保険料のお支払スケジュールやどうぶつ健康保険証のお届けが遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

継続契約の始期日前

弊社より引受通知書として「ご契約内容のお知らせ」ならびに「どうぶつ健康保険証」・「ご契約のしおり」・「保険金請求方法のご案内」・「保険金請求書」などをご契約ごとにお届けします。

ご契約内容のお知らせ

どうぶつ健康保険証

ご契約のしおり

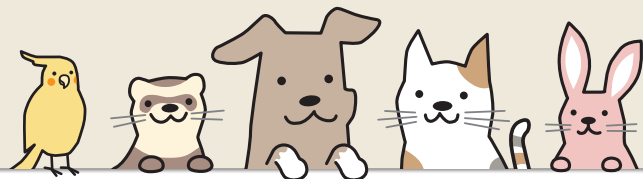
保険金請求方法のご案内

保険金請求書

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。また、ご契約者専用ページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。※保険証券の発行が必要な方は弊社までご連絡ください。

継続契約の始期日

保険期間



お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター

0800-888-8256 携帯電話・PHSからはこちらへ
 03-6810-2314

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30



ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

ご意見・苦情等はお客様相談センターへ

お客様相談センター

0800-111-1091 携帯電話・PHSからはこちらへ
 03-6810-2315

※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。



anicom

アニコム損害保険株式会社

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

PK014-1005-00

